

令和元年6月10日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03381

研究課題名(和文) 履行利益、信頼利益、費用賠償の相互関係 - 日本、アメリカ、ドイツの比較研究

研究課題名(英文) The relationships between expectation interest, reliance interest, and cost compensation: a comparative study of Japanese, U.S., and Germany law

研究代表者

池田 清治 (Ikeda, Seiji)

北海道大学・法学研究科・教授

研究者番号：20212772

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、履行利益、信頼利益、費用賠償という3つの救済手段の相互関係を考究し、このことを通じて、どのような場合にいかなる範囲の賠償を認めるべきかという問いに対して、理論的かつ、実務的にも有用な法解釈を導くことにある。そして、この問題を鳥瞰する池田清治「日本における契約締結上の過失理論の生成、展開、そして、課題」(民法研究第2集4号23-34頁、2018年)という網領的な論文を公表するとともに、個別的な問題に関するいくつか論稿を発表し、成果を上げた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

伝統的な理解によれば、契約に違反した場合には、履行利益の賠償がされる一方、契約交渉段階における義務違反に対しては、信頼利益の賠償がされる、とされてきた。しかし、契約違反に関する裁判例を子細に見るならば、履行利益ではなく、信頼利益が賠償された例も散見され、しかも、その多くは費用賠償に当たるものであった。本研究では、具体的な裁判例において、何故、そのような解決がされているのかを考究するとともに、そこに潜む合理性を、単に日本法だけでなく、比較法的研究を通じて検討した。学問的に意味があるのみならず、損害賠償の具体的な範囲を確定する際、実務的にも興味深い問題といえる。

研究成果の概要(英文)：The objective of this research is to examine the relationship between the three remedies for breach of contract of: expectation interest, relative interest, and cost compensation, and to use these results to develop effective means of interpretation - both theoretical and practical - in order to determine scope of compensation appropriate to each particular set of circumstances. Along with presenting a comprehensive paper by Seiji Ikeda ("Emergence, Development, and Issues of culpa in contrahendo in Japanese Law," Minpo-Kenkyu) Edition No. 2, No. 4, Pages 23-34, 2018), which surveys the subject, I also present other essays and results addressing related individual issues.

研究分野：民法

キーワード：履行利益 信頼利益 費用賠償 契約の成立 契約締結上の過失 契約締結過程

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

- (1) 「履行利益／信頼利益」という概念枠組みは、ドイツにおけるイエーリングの「契約締結上の過失」(1861年)に端を発するものであり、当初は「契約は有効だが、その債務が履行されない場合→履行利益の賠償／契約が無効であるか、まだ成立していない場合→信頼利益の賠償」という理論的把握を土台としていた。しかし、20世紀に入ると、契約が有効に締結された事案についても「契約締結上の過失」法理が伸張してきた。
- (2) これに対して、アメリカにあっては、イエーリングの「履行利益／信頼利益」という概念枠組みに着想を得た判例分析が早い段階からされているが(フラー)、そこでは主に契約が有効に締結された事案が対象とされていた。
- (3) このような状況のなか、日本においては、ドイツにおける「契約締結上の過失」やアメリカにおけるフラーの研究について、個別的な研究はされていたが、それらを横断するような機能的な研究はされていなかった。

### 2. 研究の目的

- (1) 上記のような背景のもと、本研究では、機能的な分析(下記(2))と歴史的な分析(下記(3))をその目的とすることにした。
- (2) 機能的な分析: ドイツにおいて、契約が有効に締結された事案についても「契約締結上の過失」法理が伸張した背景としては、特に契約が投機的である場合には、履行利益の算定が困難であるため、その契約から得られたであろう利益(=履行利益)に代えて、その契約を履行すべく費やした費用を「信頼利益」という形で賠償させるため、「契約締結上の過失」が拡大したとの指摘もされており、このような実務の要請の存在を裏打ちするように、20世紀に入ると、債務不履行の効果としていわゆる「費用賠償」も認められはじめた。  
また、上記のフラーの研究によれば、アメリカにおいても、契約不履行に基づく損害賠償の範囲は、本来、期待利益(=履行利益)であるはずだが、信頼利益の賠償にとどまる代表的な類型として、履行利益の算定が困難である場合が挙げられている。  
このような動向からは、問題を機能的に把握する必要性があることは明白である。
- (3) 歴史的な分析: ドイツにおいては、上記のとおり、当初は「契約は有効だが、その債務が履行されない場合→履行利益の賠償／契約が無効であるか、まだ成立していない場合→信頼利益の賠償」という理論的把握を土台としていたが、アメリカでも、1970年代に入ると、「約束的禁反言にあっては、履行利益の賠償は認められず、信頼利益の賠償にとどめるべきである」とか、「契約交渉段階の責任問題にあっては、信頼利益の賠償とすべきである」という法理論的な解釈論が展開されるようになってきている。すると、両国における法理発展の展開過程をトレースする研究が必要である。
- (4) 上記のうち、(2)は日本でも同じ状況が生じうると考えられるため、検討に値する。また(3)は、「履行利益／信頼利益」という概念枠組みについて、ドイツ法は、法理論的背景から出発して、その後、実践的要請を満たすべく適用範囲が拡大され、他方、アメリカ法は、実践的要請を満たす手段から出発したものが、その後、法理論との結びつきを強めているという極めて興味深い融合現象が看取され、出発点と拡大の方向性は正反対であるものの、「履行利益／信頼利益」という概念枠組みに多様な意味を担わせているという点で、検討に値する。

### 3. 研究の方法

- (1) 研究の方法としては、上記のような研究の目的に照らし、次の3つの点を心かげた。
  - 第1は、研究の総合性である。すなわち、本研究では、履行利益、信頼利益、費用賠償の機能及び相互関係について、その全体像を明らかにすることを目的とした。
  - 第2は、研究の分野横断性である。古い意味での法律学の枠にとらわれることなく、隣接科学の知見にも視野を広げ、3つの概念のあるべき機能について考究した。
  - 第3は、比較法的実証性である。履行利益、信頼利益、費用賠償については、いくつかの比較的研究があるものの、3つの概念の相互互換性についてはほとんど検討されておらず、むしろたとえば「信頼利益と費用賠償とではこの点が異なる」といった概念の違いにばかり着目するものが多い。しかし、上述のとおり、ドイツやアメリカでは、相互互換性が意識されているのである。
- (2) また、次の3つを本研究の課題とした。
  - 第1の課題は、履行利益、信頼利益、費用賠償という3つの概念が誕生した背景を考究し、それらが「当初」担っていた役割を明らかにすることである。
  - 第2の課題は、主として裁判例を素材としつつ、この3つの概念が適用領域を拡大していく「過程」を検証し、そこに合理性があるか否かについて検討することである。
  - 第3の課題は、第1及び第2の課題に対する研究を踏まえた上で、個別の各論的問題について検討を進め、有用性のある提言をまとめることである。

### 4. 研究成果

- (1) 上記の第1の課題: 履行利益、信頼利益、費用賠償という3つの概念に対する歴史的・

## 法理論的アプローチ

まず、ドイツにあっては、「履行利益／信頼利益」という対比は、イエーリングの「契約締結上の過失」に始まり、そこでは、後者の実例として、錯誤無効と申込みの撤回の2つが挙げられていた。そして、その後、すでに19世紀の末には、契約が解除された場合の損害賠償の範囲についても、「信頼利益」概念が議論されるようになっていた。これがドイツ民法制定以前の、19世紀末の状況であった。

これに対して、アメリカにあっては、「履行利益／信頼利益」という対比は、フラーの論文(1936年)を嚆矢とするが、フラー論文では、イエーリングに始まるドイツ法の考察から影響を受けていたため、信頼利益の内容として、当該契約の有効な成立を信じて(a)費やした費用と(b)失った取引機会の2つを挙げている。ところが、信頼利益の賠償を認めたものとして実際に引用されている判例は、(a)費やした費用の賠償(のみ)を認めたものばかりで、(b)失った取引機会の賠償を認めたものは見当たらなかった。そして、ここからは、次の知見を得ることができた。すなわち、

フラーの上げる判例において、契約が有効に締結されたにもかかわらず、履行利益の賠償が認められなかった代表的な理由とは、当該契約からどの程度の利益を得られたかの評価(つまり、履行利益の算定)が困難であるためである。そして、そうであるなら、当該契約を締結しなかったなら、当事者が締結したであろう他の契約(=代替取引)から得られたであろう利益の算定も困難なはずである。なぜなら、ある取引の代わりに締結する契約とは、通常、同種の契約だからである。そのため、結局、(b)失った取引機会(つまり、代替取引から得られたであろう利益)は賠償の対象として浮上しないこととなるものと考えられる。

実際にも、1970年代までは、アメリカで「信頼利益」といえば、もっぱら(a)費やした費用のみが想定されていた。

### (2) 上記の第2の課題：主として判例を対象とする法運用の実態からのアプローチ

まず、ドイツにおいては、ハンス・シュトルが「契約締結上の過失」理論の展開過程を鳥瞰した上、「契約が有効に締結され、そのため、その契約に違反した場合、通常、履行利益の賠償がされるはずであるが、履行利益の算定が困難であるため、契約締結上の過失(いわゆる「契約有効型」つまり、交渉過程における説明義務違反)と構成することで信頼利益の賠償がされた判例がある」と指摘しており(1978年)判例及びその機能分析の進展を確認した。また、そこでいう「信頼利益」とは、(a)費やされた費用(のみ)であり、それは実質的には「費用賠償」を意味していた。

また、ドイツでは、これと並行して、1930年代あたりから、契約違反の効果として「費用賠償」が認められはじめ、最終的にはドイツ債務法の改正によって明示的な規定(改正ドイツ民法284条)が設けられるに至っており、債務不履行におけるこのような解決スキームの必要性が強く意識されていることを確認した。

これに対して、アメリカでは、「信頼利益」概念の形成にあたっては、履行利益の算定困難という事情が大きく影響していたため、上述のとおり、「信頼利益」とはいつでも、その実質は「費用賠償」に相当するものであった。ところが、1970年代以降、約束手続の法理の発展を1つの契機として、たとえば「契約が締結されていない場合やその効力に疑義がある場合には、期待利益(履行利益)ではなく、信頼利益の賠償がされる」という形で、信頼利益の妥当領域が法理論と結合する形で拡張される傾向が見られるようになった。そして、このような場合には、履行利益や代替取引から得られる利益の算定が困難でない場合もあるため、信頼利益のうち、(b)失った取引機会も賠償の対象としてクローズアップされることとなり、1990年代には、このことを指摘するファーズワースの論文も登場している。

このように、履行利益、信頼利益、費用賠償という3つの概念は、現在では、機能的にみて、相互交換性を有する概念であるとともに、一方では、法理論と、他方では、実践的な問題解決と、それぞれ結びついており、ドイツでは「法理論 実践的な問題解決」という流れにあり、他方、アメリカでは「実践的な問題解決 法理論」という流れにあることが確認された。

### (3) 上記の第3の課題：第1及び第2の課題に対する研究を踏まえた上での、日本法における有用性のある提言

日本法に対する提言としては、日本法の現状認識と具体的な解釈論の提案という2つの部分に分かれる。

まず、日本法の現状認識についていうなら、すでに日本においても「費用賠償」を認めた判例が実際にいくつか存在していた。しかも、これまでの学説では全く言及されていないが、東京地判平成17年9月21日判時1943号46頁も「費用賠償」を認めた一例であり、かつ、この事案は「交渉過程における説明義務違反」とも構成しうるものであった。したがって、さらに深掘りをする必要性はあるものの、ドイツやアメリカと似たような状況にあることは確認することができた。

次に、具体的な解釈論についていうなら、改正民法551条1項に関連して、贈与契約における契約不適合責任の損害賠償責任の範囲、という問題が上げられる。すなわち、今般の民法改正では、担保責任についていわゆる契約責任説が採られ、売主が負う損害

賠償責任の範囲は履行利益とされた。そして、この考え方をそのまま贈与に押し及ぼすなら、贈与契約における契約不適合責任の賠償の範囲も履行利益であることになる。しかし、前述のフラーの論文によれば、非商事取引の場合、判例は契約違反がされた場合の損害賠償の範囲を、履行利益ではなく、信頼利益にとどめる傾向にあり、また特に贈与については、贈与を信じて行動した受贈者は約束的禁反言によって保護されるが、約束的禁反言における賠償の範囲は信頼利益とされている。そうであるなら、契約不適合責任の法的性質如何に関わりなく、贈与契約の無償性を勘案し、損害賠償の範囲を信頼利益にとどめているとの解釈論も十分にありうるようになるはずである。

#### (4) 個別的な研究成果

本研究プロジェクトにおける研究成果は、上述のとおりであるが、最後に個別的な研究成果を上げておきたい(主要なものに限る)。

まず、後述論文は、契約締結過程に関するこれまでの研究を、歴史的展開過程にも留意しつつ、詳細に追ったものであり、最後に費用賠償の観点から新しい解釈論を提示している。

次に、後述論文は、この研究プロジェクトを鳥瞰した綱領的論文である。

さらに、後述論文は、1つのシステムの費用負担のあり方を歴史的変遷の中で把握しようとしたもので、紙幅の関係もあり、その部分の叙述は短い、従前の憲法学や民法学では全く指摘されていなかった要素に着目している。

最後に、後述論文は、「契約の成立」が履行利益の賠償を意味することを前提とした上、情報通信技術の発展という外部的な要因が法制度に及ぼす影響について検討を深めている。

このように、研究が後半に進むにつれ、問題関心は、狭い意味での法学の領域を超えて、社会的な要因に移りはじめている。

## 5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計13件)

池田清治、借地上の建物の賃借人の地位、法学教室456号22-25頁、2018年9月、査読無

池田清治、契約の成立、契約締結交渉の破棄、契約締結過程における説明義務、手付、沖野眞巳、窪田充見、佐久間毅(編)『民法演習サブノート210問』(弘文堂、東京)215-222頁、2018年7月、査読無

池田清治、契約交渉の一方的破棄、千葉恵美子、潮見佳男、片山直也(編)『Law Practice 民法(債権編)〔第4版〕』(商事法務、東京)20-24頁、2018年6月、査読無

池田清治、契約の成立、潮見佳男、千葉恵美子、片山直也、山野目章夫(編)『詳解改正民法』(商事法務、東京)386-394頁、2018年6月、査読無

池田清治、判例クローズアップ 受信設備を設置した者は、番組を見なくても、NHKに受信料を支払わねばならないのか、法学教室452号44-50頁、2018年5月、査読無

池田清治、日本における契約締結上の過失理論の生成、展開、そして、課題、民法研究第2集第4号23-34頁、2018年3月、査読無

池田清治、カーボン複写による自筆証書遺言と自書の要件、水野紀子、大村敦志(編)『民法判例百選 親族・相続〔第2版〕』(有斐閣、東京)162-163頁、2018年3月、査読無

池田清治、契約交渉破棄における責任、窪田充見、森田宏樹(編)『民法判例百選 債権〔第8版〕』(有斐閣、東京)8-9頁、2018年3月、査読無

池田清治、信頼の原則、新美育文、加藤新太郎(編)『実務精選100 交通事故判例解説』(第一法規、東京)52-53頁、2018年1月、査読無

池田清治、不法残留外国人労働者の逸失利益・慰謝料、新美育文、山本豊、古笛恵子(編)『交通事故判例百選〔第5版〕』(有斐閣、東京)116-117頁、2017年10月、査読無

池田清治、履行不能の規律 - プロセス変化の存否、ジュリスト1511号22-27頁、2017年10月、査読無

池田清治、契約締結過程の民事責任論と消契法3条、法学教室441号17-22頁、2017年6月、査読無

池田清治、契約交渉の一方的破棄 千葉恵美子、潮見佳男、片山直也(編)『Law Practice 民法(債権編)〔第3版〕』(商事法務、東京)20-24頁、2017年3月、査読無

## 6. 研究組織

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。